

令和7年度 第3回真岡市地域公共交通活性化協議会次第

日 時：令和8年1月23日（金）
午前10時～

場 所：真岡市役所404・405会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

<報告事項>

報告第1号 真岡市地域公共交通計画素案パブリックコメントの結果について

・・・資料1

<協議事項>

協議第1号 真岡市地域公共交通計画素案の修正について

・・・資料2

協議第2号 いちごバスの運行内容の変更について

・・・資料3

協議第3号 いちごタクシーの目的地の追加、変更及び廃止について

・・・資料4

協議第4号 令和8年度地域公共交通確保維持事業に係る計画の変更について

・・・資料5

協議第 5 号 令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
・・・資料 6

< その他 >

4 閉 会

真岡市地域公共交通計画（案）に対するパブリックコメント
意見と市の考え方

資料 1

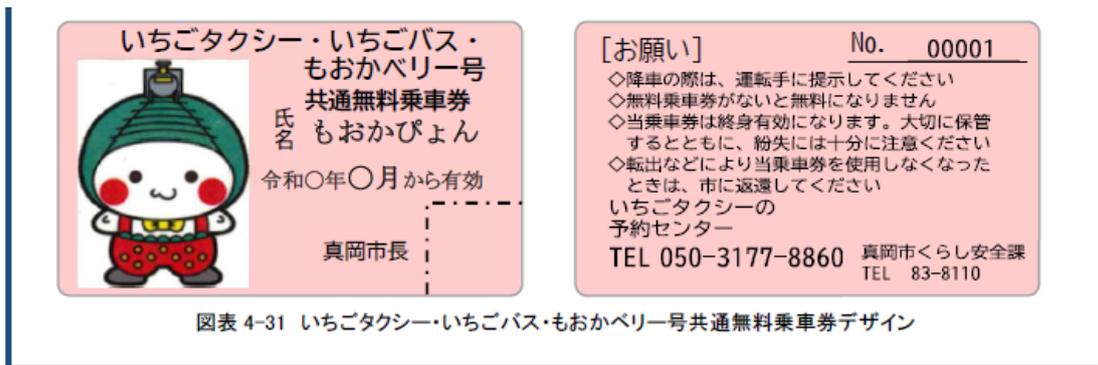
提出者 2名、提案総数 2項目

No.	R7.11版 ページ	R8.1版 ページ	計画内容等	提出された意見提言等の内容	回答	修正の有無
1	P84	P83	施策5-5 高齢者運転免許証 自主返納事業との 連携	免許返納された方の交通手段として一番多い乗り物として自転車 となっていました。 現在、免許返納・車がない人に対してタクシー券(福祉タクシー) を配布していますが、これに加えて電動アシスト自転車購入の補 助金を加えて頂きたいと思えます。 市民に対する現実的で有効な施策と思えます。	真岡市地域公共交通計画としては、高齢 者の交通事故防止と公共交通の利用促進を 図ることを施策に掲げており、車を持たな い高齢者のみの世帯へコミュニティバス (いちごバス・もおかベリー号) 共通回数 券を交付したり、運転免許証の自主返納者 へ共通無料乗車券を交付したりすること で、コミュニティバスやデマンドタクシー の利用促進を図ってまいります。 電動アシスト自転車の購入補助につい ては、今後の市政運営の参考意見とさせてい たいただきます。	修正なし
2-1	P81	P80	施策2-1 いちごタクシー・ いちごバスの継続 運行と交通事業者 への支援	【1つの意見としてご提出いただきましたが、回答の都合上、7 つに区切って掲載しています。】 現在、真岡市での主な対応は、交通弱者対策ではないかと思われ ます。もちろん交通弱者については大変重要であり今後も必要で ありますが、これからの真岡市の発展には、市長が発言されてい るように、ICT(情報通信技術)活用して、SL人気のある真岡です が、いまだに切符でしか利用できない真岡鐵道の交通系ICカード (suica等)を導入、下館の関東鉄道との連携により首都圏へのア クセス、真岡市と外部連携強化、そして、内側をどうするかでな く、市が発展するためにはどうすればよいかを考えるべき、	ICTの活用による真岡鐵道等の支援に ついては、公共交通利用の利便性向上と運 行の効率化の両立を図ることと併せて、将 来にわたり持続可能な公共交通を確保す るものとして、目標2に掲げています。	修正なし
2-2	P82	P81	施策3-1 周辺自治体等と 連携した広域的な 交通手段の検討	そして、宇都宮市との連携により清原工業団地からLRTの連携に より井頭公園リゾートの利用者の誘致、また市内から井頭公園リ ゾートへの運行、市内から宇都宮へのアクセスも考えられます。 現在は夏休みのプール開設日しかバスの運行がないように思われ ます。これらについては、朝、昼、夕の3便でもよいと思えます が、人の交流がなければ市の発展はないと思えます。	調査の結果、安定した需要が見込めない ことから、市の公共交通として、宇都宮市 の清原トランジットセンターでLRTと接 続するような路線を新設する考えはありま せん。 その他の「市内から宇都宮市へのアクセ ス」については、既存の民間バス路線の維 持を念頭に、市域を越えた広域的な移動手 段の検討として、計画の中で目標の一つと しています。	修正なし

No.	R7.11版 ページ	R8.1版 ページ	計画内容等	提出された意見提言等の内容	回答	修正の有無
2-3	P81	P80	施策1-1 もおかベリー号の 運行内容の最適化	いがしらリゾートの催し物も増えているし、おふるカフェへのリニューアル後も盛況だし自家用車でしか行けないようではおかしいのではないのでしょうか。	いがしらリゾートを含めたルートを実行しているもおかベリー号については、目標1の中で、運行内容の見直しを進めるとしています。 なお、高齢者井頭温泉送迎バスとして、地区ごとに無料往復バスも運行しています。	修正なし
2-4	P81	P80	施策1-1 もおかベリー号の 運行内容の最適化	そもそもスタート時期が異なったせいで、市街地循環いちごバス、コミニュティバスもおかベリー号を区別されたが、本来一体で考えるべきものであり、旧市内と旧3村と、二宮町を乗り換えなしで利用することはできないのか。	真岡地区、大内地区、中村地区、山前地区、二宮地区を乗り換えなしで網羅する路線バスは、所要時間を鑑みても、極めて難しいと考えています。 もおかベリー号については、目標1の中で、バスとの接続性を強化し、使いやすく持続可能な運行体系の確立を目指すとしています。	修正なし
2-5	P81	P80	施策2-1 いちごタクシー・ いちごバスの継続 運行と交通事業者 への支援	また市街地は、病医院、銀行、スーパーを中心に回っているようですが、回らない医院もあるように思いますが、判断の基準はどのようになっているのでしょうか。また狭い路地まで走っているようなところがあるように思えます。バスであれば大きな通りを中心に路線も再考すべきではないのでしょうか。	市街地を循環するいちごバスが、80を超えるすべての医療機関へ行くことは物理的に困難であり、その機能は、いちごタクシーが果たしていると考えています。 停留所を設置する医療機関を含め、いちごバスの運行経路については、可能な限り住宅地や商業施設、公共施設をカバーできるよう総合的に考慮し、道路管理者や警察の同意のもと、決定しています。 また、運行内容の見直しを随時行いながら継続して運行することを、目標2に盛り込んでいます。	修正なし
2-6	P58	P58		バスの利用者といちごタクシー券の利用についても、タクシー券が余って利用されていないという意見もあるように伺いますが。	いちごバスの利用者は年々増加していますが、それによって老人福祉タクシー等の利用率が減少するといったことはなく、タクシー利用券の交付枚数、利用枚数ともに増加しています。	修正なし
2-7				真岡のことを考えるには、周りの市町村のことも考え、県内で大学等の教育機関のない真岡市は人を集める真岡市を目指して、若い人の集まる真岡市にはいかがでしょうか。	参考意見とさせていただきます。	修正なし

● ページ番号の繰り上げ

令和7年11月版の素案において、60ページ全体を使って図示していた「いちごタクシー・いちごバス・もおかベリー号共通無料乗車券デザイン」を、59ページの最下段に挿入したことにより、61ページ以降のページ番号が1つずつ繰り上がる。



図表 4-31 いちごタクシー・いちごバス・もおかベリー号共通無料乗車券デザイン

59

● 委員からの意見による修正

第2回協議会における「『施策5-3：自転車ネットワークとの連携』の内容が駐輪場の整備ということならば、もう少しわかりやすく記載するべき。」という委員からの指摘に従い、施策のタイトルと文章を変更。

【変更前】 P 8 3

施策5-3：自転車ネットワークとの連携

自転車と公共交通の連携を促進するため、路線バスやいちごバスの停留所付近に駐輪場の整備を検討するとともに、自転車通行空間の整備を推進します。

【変更後】 P 8 2

施策5-3：自転車と公共交通の乗継ぎの促進

公共交通を自転車ネットワークと連携させるため、路線バスやいちごバスの停留所周辺での駐輪場の整備を検討します。また、自転車が安全に通行できる空間の整備を進めます。

※施策のタイトルとして、78、79、84ページにも記載があるため、同様に変更

●その他の修正

- ① 1 ページの最後の段落を、真岡市立地適正化計画の内容に合わせて変更。

【変更前】

また、令和7年3月に策定した「真岡市立地適正化計画」では、将来の都市構造として、「集約型都市構造（コンパクトシティ）」を目指しており、その実現に向け、中心市街地におけるまちづくりを進めています。

【変更後】

また、令和7年3月に策定した「真岡市立地適正化計画」では、基本方針として、中心市街地とその他の集落が相互に連携する「集約型都市構造（コンパクトシティ）」の形成を図ることとしています。

- ② 72 ページの(2)のタイトルと文章を、真岡市立地適正化計画の表現に合わせて変更。

【変更前】 P 73

(2) コンパクト・プラス・ネットワークを基盤にした公共交通の利用環境の整備

高齢化の進展や運転免許証の自主返納により、自家用車を利用できない市民が増加し、公共交通利用に対するニーズが高まっています。

このため、コンパクト・プラス・ネットワークを基盤として、いちごタクシー、いちごバスやもおかベリー号の効率的な運行の実施や、住民への利用方法の説明会やサポーター募集を通じて、公共交通機関への理解と利用促進を図り、市民が便利に公共交通を利用できる環境を整えることが必要であります。

【変更後】 P 72

(2) 「集約・連携まちづくり」を基盤にした公共交通の利用環境の整備

高齢化の進展や運転免許証の自主返納により、自家用車を利用できない市民が増加し、公共交通利用に対するニーズが高まっています。

このため、都市機能集約と郊外連携のまちづくりを基盤として、いちごタクシー、いちごバスやもおかベリー号の効率的な運行の実施や、住民への利用方法の説明会やサポーター募集を通じて、公共交通機関への理解と利用促進を図り、市民が便利に公共交通を利用できる環境を整えることが必要であります。

協議第2号

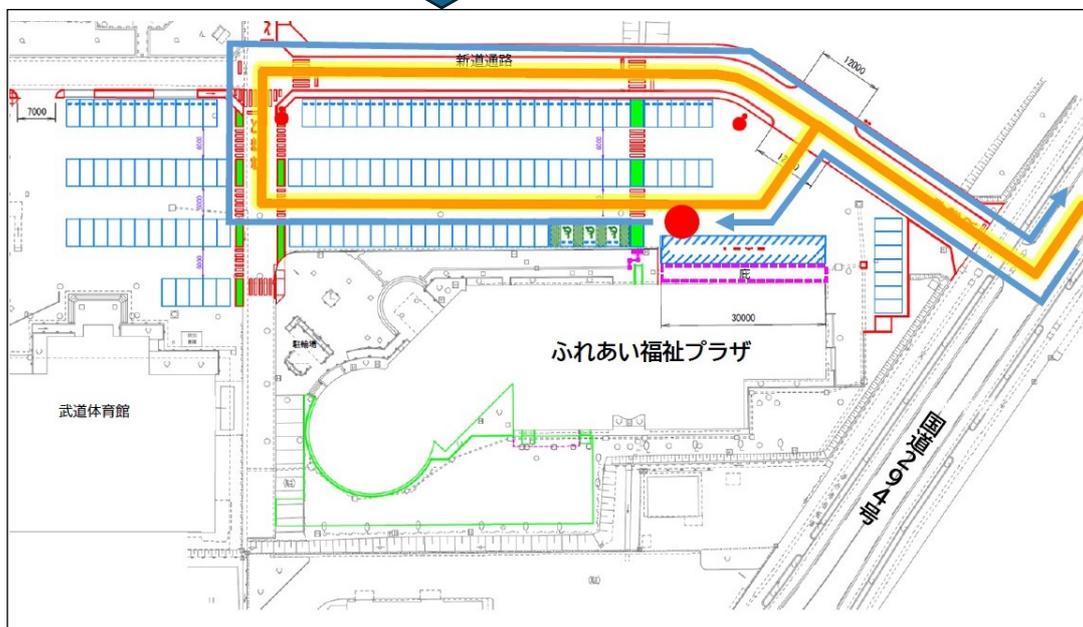
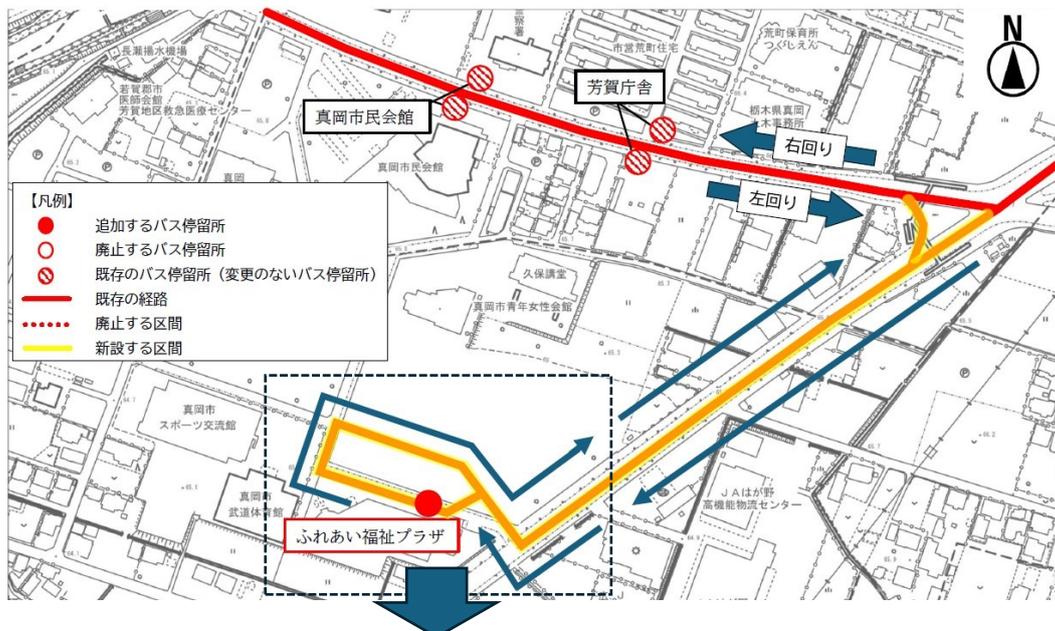
いちごバス運行内容の変更について

○運行内容の変更について

- (1) 概要 ふれあい福祉プラザの開館や福田記念病院の移転等に伴い、いちごバスの運行経路の変更及びバス停の追加・廃止を行うもの。
- (2) 実施時期 令和8年4月1日(水)より
- (3) 変更内容 次のとおり
時刻表については別紙を参照

1 ふれあい福祉プラザ

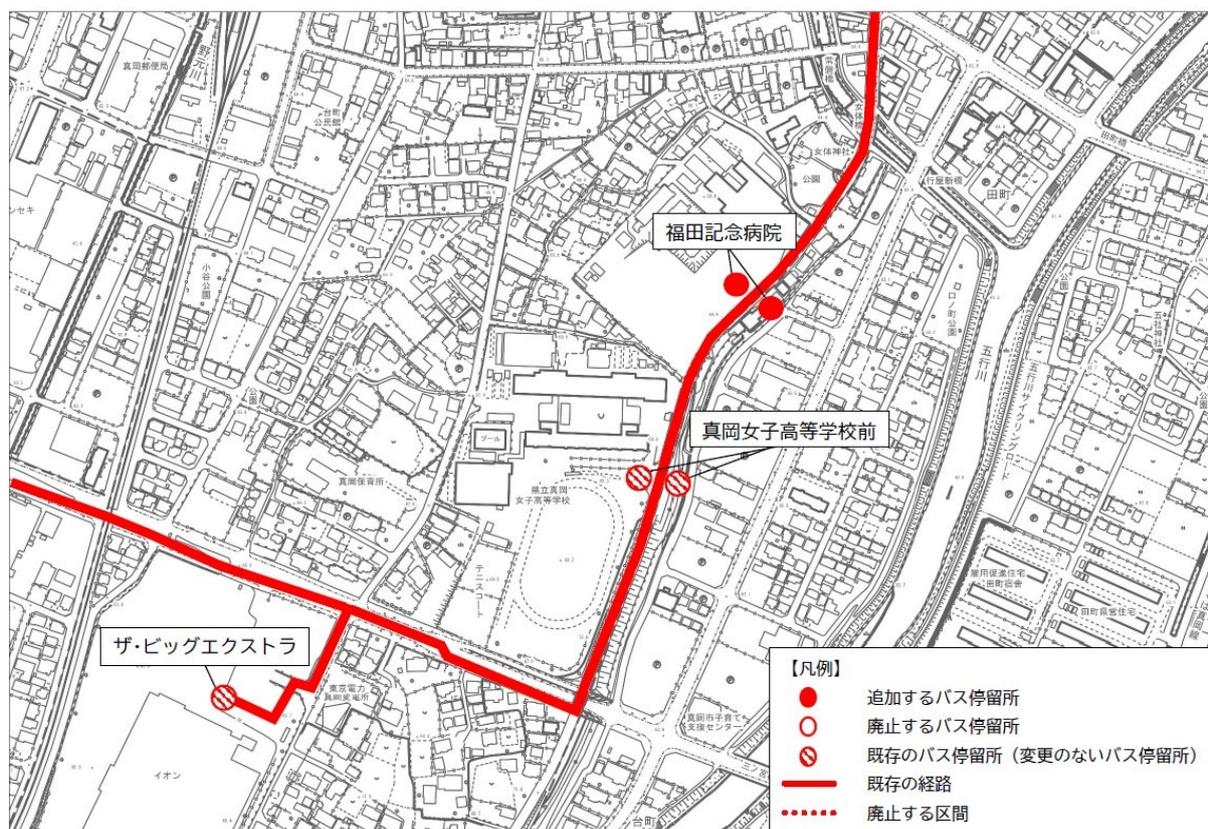
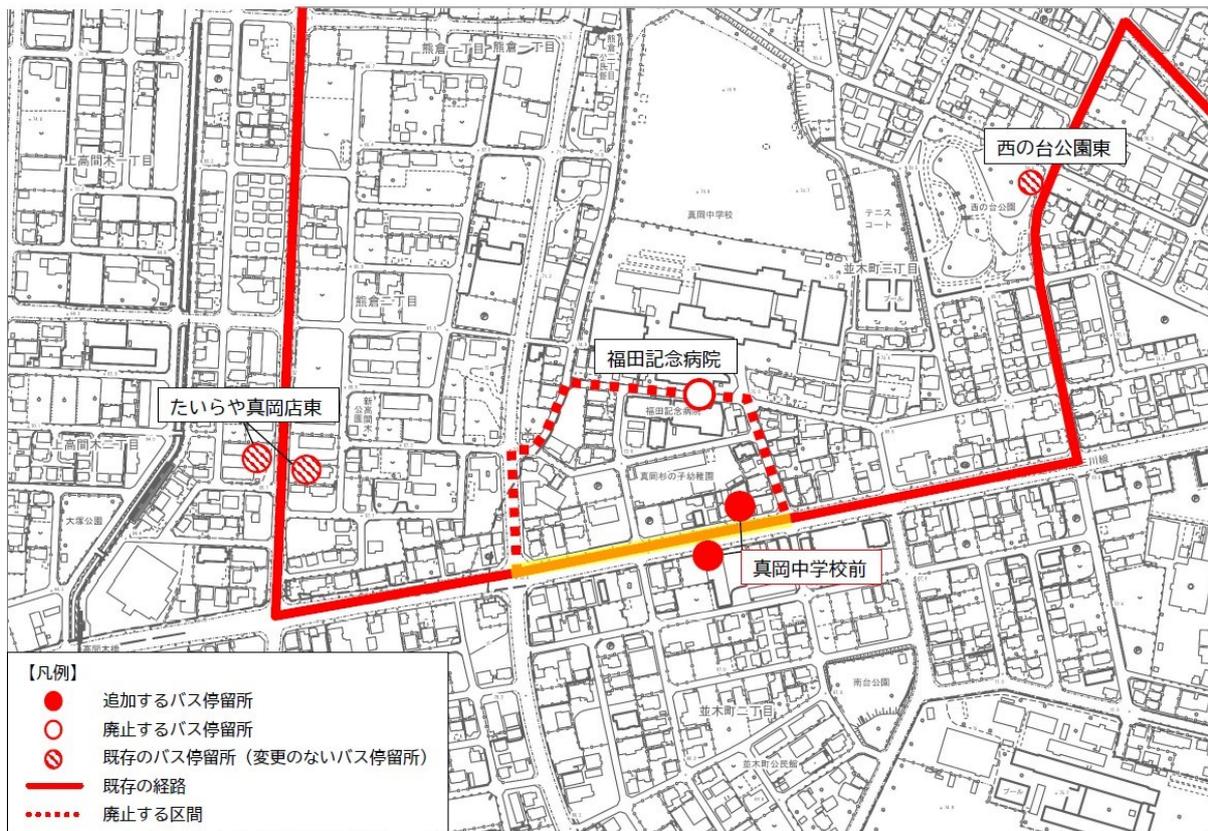
- (1) 追加するバス停留所 ふれあい福祉プラザ



2 福田記念病院

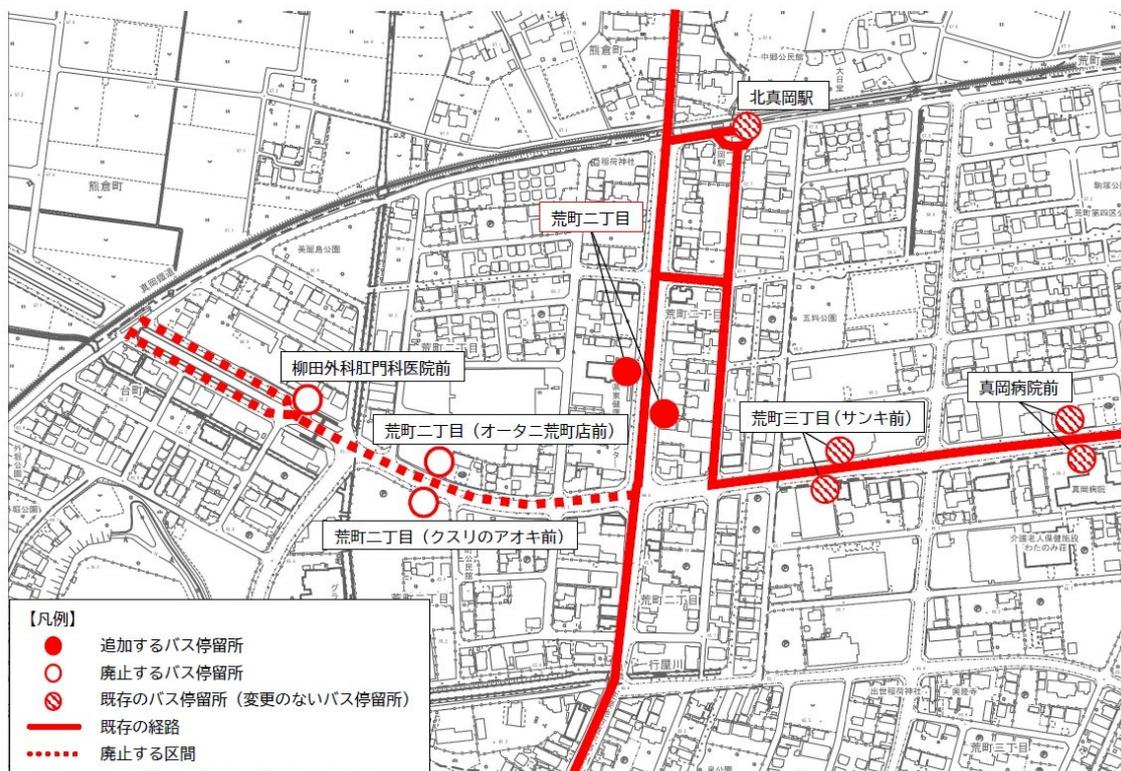
(1) 追加するバス停留所 真岡中学校前

(2) 移設するバス停留所 福田記念病院



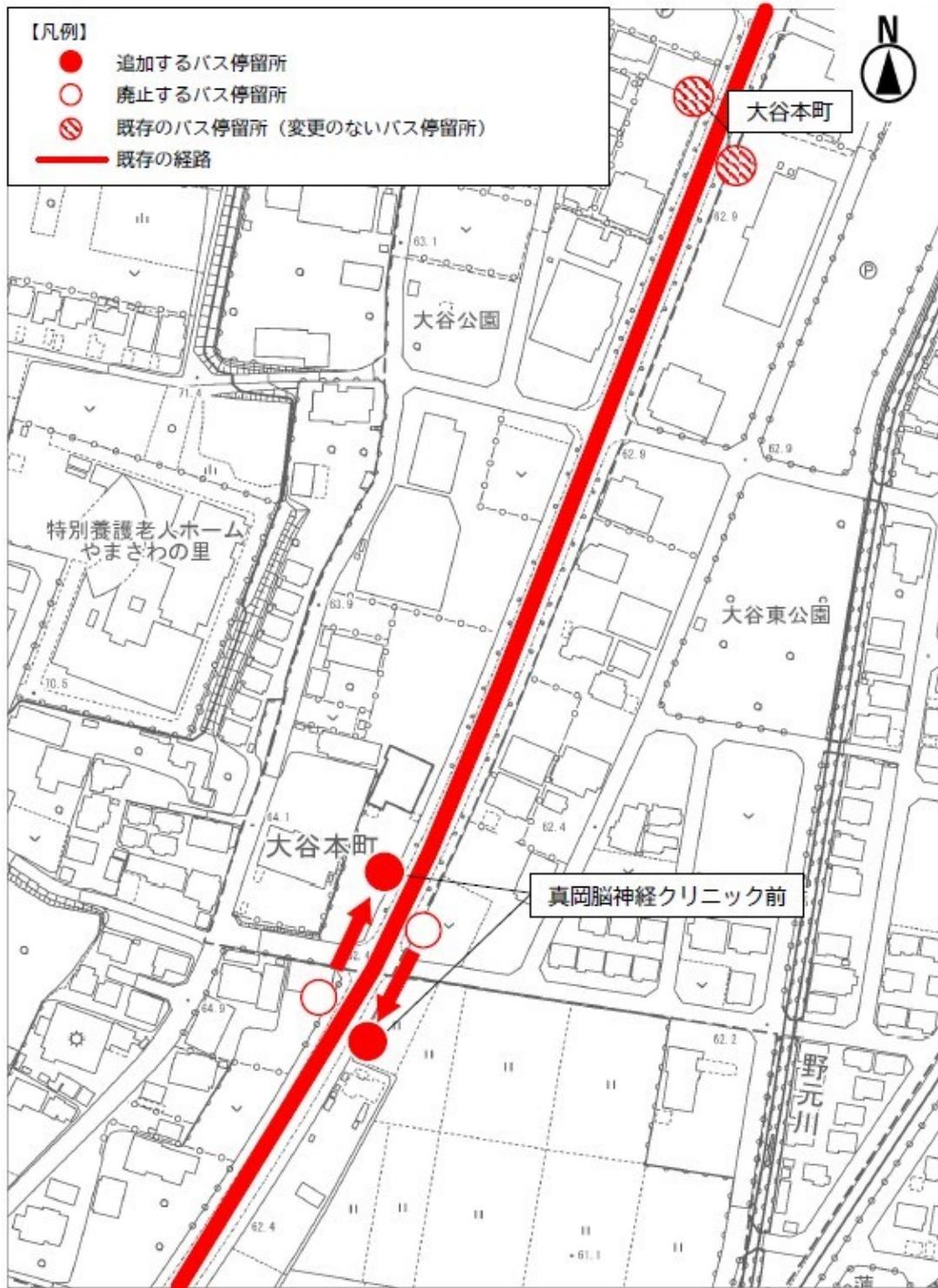
3 荒町二丁目付近

- (1) 移設するバス停 荒町二丁目
- (2) 廃止するバス停 柳田外科肛門科医院前



4 真岡脳神経クリニック前

(1) 移設するバス停 真岡脳神経クリニック前



【右回り】運行ダイヤ

別紙

No	停留所名	右1便	右2便	右3便	右4便	右5便	右6便	右7便	右8便	右9便	右10便	右11便	右12便
1	真岡駅東口	7:05	7:55	8:40	9:30	10:15	11:05	12:35	13:25	14:10	15:00	15:45	16:35
2	台町	7:06	7:56	8:41	9:31	10:16	11:06	12:36	13:26	14:11	15:01	15:46	16:36
3	木綿会館前	7:07	7:57	8:42	9:32	10:17	11:07	12:37	13:27	14:12	15:02	15:47	16:37
4	荒町二丁目	7:08	7:58	8:43	9:33	10:18	11:08	12:38	13:28	14:13	15:03	15:48	16:38
6	北真岡駅	7:09	7:59	8:44	9:34	10:19	11:09	12:39	13:29	14:14	15:04	15:49	16:39
7	芳賀赤十字病院	7:11	8:01	8:46	9:36	10:21	11:11	12:41	13:31	14:16	15:06	15:51	16:41
6	北真岡駅(2)	7:13	8:03	8:48	9:38	10:23	11:13	12:43	13:33	14:18	15:08	15:53	16:43
8	荒町三丁目	7:15	8:05	8:50	9:40	10:25	11:15	12:45	13:35	14:20	15:10	15:55	16:45
9	真岡病院前	7:15	8:05	8:50	9:40	10:25	11:15	12:45	13:35	14:20	15:10	15:55	16:45
10	大前神社前	7:16	8:06	8:51	9:41	10:26	11:16	12:46	13:36	14:21	15:11	15:56	16:46
11	東郷団地入口	7:18	8:08	8:53	9:43	10:28	11:18	12:48	13:38	14:23	15:13	15:58	16:48
12	とりせん東光寺店	7:20	8:10	8:55	9:45	10:30	11:20	12:50	13:40	14:25	15:15	16:00	16:50
13	真岡東小学校前	7:20	8:10	8:55	9:45	10:30	11:20	12:50	13:40	14:25	15:15	16:00	16:50
14	渋谷整形外科	7:23	8:13	8:58	9:48	10:33	11:23	12:53	13:43	14:28	15:18	16:03	16:53
15	ふれあい福祉プラザ	7:26	8:16	9:01	9:51	10:36	11:26	12:56	13:46	14:31	15:21	16:06	16:56
16	芳賀庁舎	7:30	8:20	9:05	9:55	10:40	11:30	13:00	13:50	14:35	15:25	16:10	17:00
17	真岡市民会館	7:30	8:20	9:05	9:55	10:40	11:30	13:00	13:50	14:35	15:25	16:10	17:00
18	真岡市役所	7:36	8:26	9:11	10:01	10:46	11:36	13:06	13:56	14:41	15:31	16:16	17:06
19	田町	7:37	8:27	9:12	10:02	10:47	11:37	13:07	13:57	14:42	15:32	16:17	17:07
20	福田記念病院	7:39	8:29	9:14	10:04	10:49	11:39	13:09	13:59	14:44	15:34	16:19	17:09
21	真岡女子高等学校前	7:39	8:29	9:14	10:04	10:49	11:39	13:09	13:59	14:44	15:34	16:19	17:09
22	ザ・ビッグエクストラ	7:44	8:34	9:19	10:09	10:54	11:44	13:14	14:04	14:49	15:39	16:24	17:14
23	大谷本町	7:46	8:36	9:21	10:11	10:56	11:46	13:16	14:06	14:51	15:41	16:26	17:16
24	真岡脳神経クリニック前	7:46	8:36	9:21	10:11	10:56	11:46	13:16	14:06	14:51	15:41	16:26	17:16
25	八木岡	7:49	8:39	9:24	10:14	10:59	11:49	13:19	14:09	14:54	15:44	16:29	17:19
26	工業団地管理協会前	7:50	8:40	9:25	10:15	11:00	11:50	13:20	14:10	14:55	15:45	16:30	17:20
27	おおはし整形外科前	7:52	8:42	9:27	10:17	11:02	11:52	13:22	14:12	14:57	15:47	16:32	17:22
28	桜井内科前	7:53	8:43	9:28	10:18	11:03	11:53	13:23	14:13	14:58	15:48	16:33	17:23
29	高勢町二丁目	7:54	8:44	9:29	10:19	11:04	11:54	13:24	14:14	14:59	15:49	16:34	17:24
30	高勢町三丁目	7:54	8:44	9:29	10:19	11:04	11:54	13:24	14:14	14:59	15:49	16:34	17:24
31	西真岡子どもクリニック前	7:57	8:47	9:32	10:22	11:07	11:57	13:27	14:17	15:02	15:52	16:37	17:27
32	とりせん真岡店	7:59	8:49	9:34	10:24	11:09	11:59	13:29	14:19	15:04	15:54	16:39	17:29
33	下高間木一丁目	8:00	8:50	9:35	10:25	11:10	12:00	13:30	14:20	15:05	15:55	16:40	17:30
34	上高間木三丁目	8:01	8:51	9:36	10:26	11:11	12:01	13:31	14:21	15:06	15:56	16:41	17:31
35	上高間木二丁目	8:02	8:52	9:37	10:27	11:12	12:02	13:32	14:22	15:07	15:57	16:42	17:32
36	亀山一丁目	8:03	8:53	9:38	10:28	11:13	12:03	13:33	14:23	15:08	15:58	16:43	17:33
37	太子堂公園北	8:03	8:53	9:38	10:28	11:13	12:03	13:33	14:23	15:08	15:58	16:43	17:33
38	熊倉公園	8:06	8:56	9:41	10:31	11:16	12:06	13:36	14:26	15:11	16:01	16:46	17:36
39	たいらや真岡店東	8:09	8:59	9:44	10:34	11:19	12:09	13:39	14:29	15:14	16:04	16:49	17:39
40	真岡中学校前	8:10	9:00	9:45	10:35	11:20	12:10	13:40	14:30	15:15	16:05	16:50	17:40
41	西の台公園東	8:11	9:01	9:46	10:36	11:21	12:11	13:41	14:31	15:16	16:06	16:51	17:41
42	高寺下	8:13	9:03	9:48	10:38	11:23	12:13	13:43	14:33	15:18	16:08	16:53	17:43
43	ベイシア	8:14	9:04	9:49	10:39	11:24	12:14	13:44	14:34	15:19	16:09	16:54	17:44
44	真岡駅西口	8:15	9:05	9:50	10:40	11:25	12:15	13:45	14:35	15:20	16:10	16:55	17:45
1	真岡駅東口	8:20	9:10	9:55	10:45	11:30	12:20	13:50	14:40	15:25	16:15	17:00	17:50

【左回り】運行ダイヤ

No	停留所名	左1便	左2便	左3便	左4便	左5便	左6便
1	真岡駅東口	7:55	9:30	11:05	13:25	15:00	16:35
44	真岡駅西口	7:57	9:32	11:07	13:27	15:02	16:37
43	ベインア	7:58	9:33	11:08	13:28	15:03	16:38
42	高寺下	7:59	9:34	11:09	13:29	15:04	16:39
41	西の台公園東	8:00	9:35	11:10	13:30	15:05	16:40
40	真岡中学校前	8:01	9:36	11:11	13:31	15:06	16:41
39	たいらや真岡店東	8:02	9:37	11:12	13:32	15:07	16:42
38	熊倉公園	8:05	9:40	11:15	13:35	15:10	16:45
37	太子堂公園北	8:08	9:43	11:18	13:38	15:13	16:48
36	亀山一丁目	8:08	9:43	11:18	13:38	15:13	16:48
35	上高間木二丁目	8:09	9:44	11:19	13:39	15:14	16:49
34	上高間木三丁目	8:10	9:45	11:20	13:40	15:15	16:50
33	下高間木一丁目	8:11	9:46	11:21	13:41	15:16	16:51
32	とりせん真岡店	8:12	9:47	11:22	13:42	15:17	16:52
31	西真岡こどもクリニック前	8:14	9:49	11:24	13:44	15:19	16:54
30	高勢町三丁目	8:17	9:52	11:27	13:47	15:22	16:57
29	高勢町二丁目	8:18	9:53	11:28	13:48	15:23	16:58
28	桜井内科前	8:19	9:54	11:29	13:49	15:24	16:59
27	おおはし整形外科前	8:20	9:55	11:30	13:50	15:25	17:00
26	工業団地管理協会前	8:22	9:57	11:32	13:52	15:27	17:02
25	八木岡	8:23	9:58	11:33	13:53	15:28	17:03
24	真岡脳神経クリニック前	8:26	10:01	11:36	13:56	15:31	17:06
23	大谷本町	8:26	10:01	11:36	13:56	15:31	17:06
22	ザ・ビッグエクストラ	8:28	10:03	11:38	13:58	15:33	17:08
21	真岡女子高等学校前	8:30	10:05	11:40	14:00	15:35	17:10
20	福田記念病院	8:32	10:07	11:42	14:02	15:37	17:12
19	田町	8:32	10:07	11:42	14:02	15:37	17:12
18	真岡市役所	8:38	10:13	11:48	14:08	15:43	17:18
17	真岡市民会館	8:39	10:14	11:49	14:09	15:44	17:19
16	芳賀庁舎	8:39	10:14	11:49	14:09	15:44	17:19
15	ふれあい福祉プラザ	8:43	10:18	11:53	14:13	15:48	17:23
14	渋谷整形外科	8:46	10:21	11:56	14:16	15:51	17:26
13	真岡東小学校前	8:48	10:23	11:58	14:18	15:53	17:28
12	とりせん東光寺店	8:51	10:26	12:01	14:21	15:56	17:31
11	東郷団地入口	8:53	10:28	12:03	14:23	15:58	17:33
10	大前神社前	8:55	10:30	12:05	14:25	16:00	17:35
9	真岡病院前	8:56	10:31	12:06	14:26	16:01	17:36
8	荒町三丁目	8:56	10:31	12:06	14:26	16:01	17:36
6	北真岡駅	8:58	10:33	12:08	14:28	16:03	17:38
7	芳賀赤十字病院	9:00	10:35	12:10	14:30	16:05	17:40
6	北真岡駅(2)	9:02	10:37	12:12	14:32	16:07	17:42
4	荒町二丁目	9:03	10:38	12:13	14:33	16:08	17:43
3	木綿会館前	9:04	10:39	12:14	14:34	16:09	17:44
2	台町	9:05	10:40	12:15	14:35	16:10	17:45
1	真岡駅東口	9:10	10:45	12:20	14:40	16:15	17:50

協議第 3 号

いちごタクシー目的地の追加・変更及び廃止について

1 追加する目的地

種別	目的地	住所
病院・医院	福田記念病院（新規移転先）	台町 2461

2 変更する目的地

種別	変更前		変更後	
公共施設	総合福祉保健 センター	荒町 110-1	ふれあい 福祉プラザ	田町 1349-1
病院・医院	名称変更前		名称変更後	
	福田記念病院		新施設名称未定	

※現福田記念病院は名称を変え、同病院の新施設として開院予定。
名称・開院日が決まり次第、福田記念病院から名称を変更し運行開始します。

3 廃止する目的地

種別	目的地	住所
病院・医院	鬼怒ヶ丘クリニック	上大沼 127-1

※次回の協議会は6月開催予定であり本会議での承認を得られない場合、新病院の開院までに運行開始が間に合わず、市民サービスの遅延が生じる可能性がある為事前に承認いただきたいと思えます。

なお、新病院の開院時期が現在未定であることから、実際の運行開始時期につきましては、開院日が確定し次第、別途関係機関との調整および利用者への周知期間を経て実施するものとしします。

【参考】目的地の総数

種別	追加変更削除後の目的地数
病院・医院	5 3
介護施設	8
公共施設等	6
歯科医院	3 1
商業施設	2 6
金融機関等	9
合計	1 3 3

協議第4号

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業に係る計画の変更について

1 概要

真岡市地域公共交通計画の策定及びいちごバスの運行内容の変更に伴い、令和7年6月24日開催の第1回真岡市地域公共交通活性化協議会にて承認を得た「令和8年度地域公共交通確保維持改善事業計画」について、計画の変更を要す。

2 事業期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

3 計画の変更内容について

別紙1及び別紙2のとおり（赤字部分に変更）

4 今後の予定

本計画は、本協議会で承認を受けた後、国土交通省に計画の変更申請を行う。

令和 8 年度 地域公共交通確保維持事業に係る計画

令和 7 年 6 月 24 日
真岡市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性					
<p>急速に進展する少子高齢化や、運転免許証を自主返納する高齢者の増加による、交通弱者の移動手段の確保への対策が必要となっています。</p> <p>そのため、従来の公共交通サービス（いちごタクシー及びいちごバス）を維持することにより、持続可能な地域公共交通を実現することを目的とします。</p>					
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果					
(1) 事業の目標					
<p>既存の公共交通（いちごタクシー及びいちごバス）を維持するとともに、中心市街地と周辺地域をつなぐ移動手段の確保や、周辺自治体と連携した広域的な公共交通ネットワークの構築を目指します。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民生活を支える公共交通ネットワークの構築 ■ 将来にわたり持続可能な公共交通の確保 ■ 市域を越えた広域的な移動手段の検討 ■ まちづくりや観光と連携した地域活性化 ■ 乗継ぎ環境の整備と利用促進策の実施 ■ 市民・事業者・行政等が連携した移動手段の確保 <p style="text-align: right;">(真岡市地域公共交通計画 P67 参照)</p>					
項目		令和 6 年度 実績	定量的な目標値		
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
デマンドタクシー（いちごタクシー）	1 日当たりの利用者数	73.1 人	70 人	70.0 人	70.0 人
	収支率	5.9%	9.4%	9.4%	9.4%
コミュニティバス（いちごバス）	1 日当たりの利用者数	160.7 人	125.0 人	125.0 人	125.0 人
	収支率	11.2%	11.4%	11.4%	11.4%
公共交通が利用しやすいと感じている市民の割合		41.0%	45.0%	45.0%	45.0%
(真岡市地域公共交通計画 P76、77 参照)					

令和 8 年度 地域公共交通確保維持事業に係る計画

令和 8 年 1 月 23 日
真岡市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性					
<p>急速に進展する少子高齢化や、運転免許証を自主返納する高齢者の増加による、交通弱者の移動手段の確保への対策が必要となっています。</p> <p>そのため、従来の公共交通サービス（いちごタクシー及びいちごバス）を維持することにより、持続可能な地域公共交通を実現することを目的とします。</p>					
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果					
(1) 事業の目標					
<p>既存の公共交通（いちごタクシー及びいちごバス）を維持するとともに、中心市街地と周辺地域をつなぐ移動手段の確保や、周辺自治体と連携した広域的な公共交通ネットワークの構築を目指します。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民生活を支える公共交通ネットワークの構築 ■ 将来にわたり持続可能な公共交通の確保 ■ 市域を越えた広域的な移動手段の検討 ■ まちづくりや観光と連携した地域活性化 ■ 待合環境の整備と利用促進策の実施 ■ 市民・事業者・行政等が連携した移動手段の確保 <p style="text-align: right;">(真岡市地域公共交通計画 P78 参照)</p>					
項目		令和 6 年度 実績	定量的な目標値		
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
デマンドタクシー（いちごタクシー）	1 日当たりの利用者数	73.1 人	70 人	76 人	77 人
	認知度（いちごタクシーの運行を知らない人の割合）	21.0%	17.2%	14.0%	11.4%
コミュニティバス（いちごバス）	1 日当たりの利用者数	160.7 人	125.0 人	182 人	193 人
	認知度（いちごバスの運行を知らない人の割合）	14.0%	11.5%	9.5%	7.9%
公共交通機関などの交通網に満足している市民の割合		15.8%	16.6%	17.4%	18.2%
(真岡市地域公共交通計画 P85～87 参照)					

(2) 事業の効果

デマンドタクシー（いちごタクシー）の運行により、中心市街地と周辺地区をつなぐ交通手段が確保され、高齢者など交通弱者の生活交通が確保されます。

また、中心市街地を循環するコミュニティバス（いちごバス）によって、医療、商業等の機能が集中する中心市街地の利便性が向上します。

併せて、広域的な路線である民間路線バスや真岡鐵道と連携することによって、市民の移動ニーズに対応します。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業内容	概要	実施主体
デマンドタクシーの運行内容の見直し	市内全域を運行するデマンドタクシー（いちごタクシー）について、利用状況の分析を行い、効率的な運行が図れるよう運行台数や運行エリアの見直しを検討する。	真岡市 交通事業者
デマンドタクシー及びコミュニティバスの継続運行	デマンドタクシー（いちごタクシー）及びコミュニティバス（いちごバス）を継続して運行する。	真岡市 交通事業者
公共交通サポーター制度による持続可能な運行の確保	公共交通の安定的な運行や市民の公共交通への意識を醸成するため、個人や法人・団体を対象とする、サポーター制度を運用する。	真岡市 地域・団体 市民
周辺自治体等と連携した広域的な交通手段の検討	県や周辺市町との公共交通に関する情報を共有し、広域的な移動についての共通課題の解決を図る。	真岡市 交通事業者
生活や観光など多様な交通モードの一体的サービスの導入検討	利用者が多様な交通手段（鉄道・バス・タクシーなど）に、「1つのサービス」としてアクセスできるようにする MaaS 等、一体的な交通サービスの導入を検討する。	真岡市 交通事業者
交通結節点の乗り継ぎ環境整備	交通結節点における乗継ぎ環境を整備するため、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図るとともに、パークアンドバスライドが可能な駐輪場や駐車場の整備を検討する。	真岡市 交通事業者
効果的な運行情報や乗継ぎ情報の発信	市ホームページ、広報紙等を活用して、公共交通マップの作成、民間事業者の運営する乗継案内 Web サイトへの時刻表掲載など、よりわかりやすく公共交通の運行情報や利用方法等を提供する。	真岡市 交通事業者
モビリティ・マネジメントの実施	公共交通や環境への理解を深め、将来の適切な自動車利用につながる意識の形成を図るため、市内の小学生を対象としたバスの乗り方教室などを実施する。	真岡市 交通事業者 地域・団体 市民
高齢者運転免許証自主返納事業との連携	高齢者の交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、高齢者運転免許証自主返納支援事業申請者に対し、デマンドタクシー（いちごタクシー）とコミュニティバス（いちごバス）の共通無料乗車券を交付する。	真岡市 市民
高齢者等への利用方法説明会の実施	デマンドタクシー（いちごタクシー）やコミュニティバス（いちごバス）をはじめとする公共交通の利用促進を図るため、高齢者等を対象に利用方法や乗り継ぎについての説明会や出前講座を実施します。	真岡市 市民
デマンドタクシー（いちごタクシー）やコミュニティバス（いちごバス）の利用促進策の実施	夏休みを活用した小学生の企画乗車事業など、広く親しまれる地域公共交通となるような取組を行う。	真岡市 交通事業者 市民

(真岡市地域公共交通計画 P68 参照)

(2) 事業の効果

デマンドタクシー（いちごタクシー）の運行により、中心市街地と周辺地区をつなぐ交通手段が確保され、高齢者など交通弱者の生活交通が確保されます。

また、中心市街地を循環するコミュニティバス（いちごバス）によって、医療、商業等の機能が集中する中心市街地の利便性が向上します。

併せて、広域的な路線である民間路線バスや真岡鐵道と連携することによって、市民の移動ニーズに対応します。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業内容	概要	実施主体
デマンドタクシーの運行内容の見直し 検討	市内全域を運行するデマンドタクシー（いちごタクシー）について、利用状況の分析を行い、効率的な運行が図れるよう運行台数や運行エリアの見直しを検討する。	真岡市 交通事業者
デマンドタクシー及びコミュニティバスの継続運行	デマンドタクシー（いちごタクシー）及びコミュニティバス（いちごバス）を継続して運行する。	真岡市 交通事業者
公共交通サポーター制度による持続可能な運行の確保	公共交通の安定的な運行や市民の公共交通への意識を醸成するため、個人や法人・団体を対象とする、サポーター制度を運用する。	真岡市 地域・団体 市民
周辺自治体等と連携した広域的な交通手段の検討	県や周辺市町との公共交通に関する情報を共有し、広域的な移動についての共通課題の解決を図る。	真岡市 交通事業者
生活や観光など多様な交通モードの一体的サービスの導入検討	利用者が多様な交通手段（鉄道・バス・タクシーなど）に、「1つのサービス」としてアクセスできるようにする MaaS 等、一体的な交通サービスの導入を検討する。	真岡市 交通事業者
交通結節点の 待合環境 及び乗継ぎ環境の整備	交通結節点における 待合環境 及び乗継ぎ環境を整備するため、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進を図るとともに、パークアンドバスライドが可能な駐輪場や駐車場の整備を検討する。	真岡市 交通事業者
効果的な運行情報や乗継ぎ情報の発信	市ホームページ、広報紙等を活用して、公共交通マップの作成、民間事業者の運営する乗継案内 Web サイトへの時刻表掲載など、よりわかりやすく公共交通の運行情報や利用方法等を提供する。	真岡市 交通事業者
モビリティ・マネジメントの実施	公共交通や環境への理解を深め、将来の適切な自動車利用につながる意識の形成を図るため、市内の小学生を対象としたバスの乗り方教室などを実施する。	真岡市 交通事業者 地域・団体 市民
高齢者運転免許証自主返納事業との連携	高齢者の交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、高齢者運転免許証自主返納支援事業申請者に対し、デマンドタクシー（いちごタクシー）とコミュニティバス（いちごバス）の共通無料乗車券を交付する。	真岡市 市民
高齢者等への利用方法説明会の実施	デマンドタクシー（いちごタクシー）やコミュニティバス（いちごバス）をはじめとする公共交通の利用促進を図るため、高齢者等を対象に利用方法や乗り継ぎについての説明会や出前講座を実施します。	真岡市 市民
デマンドタクシー（いちごタクシー）やコミュニティバス（いちごバス）の利用促進策の実施	夏休みを活用した小学生の企画乗車事業など、広く親しまれる地域公共交通となるような取組を行う。	真岡市 交通事業者 市民

(真岡市地域公共交通計画 P79 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

■ デマンドタクシーの概要

項目	内容
名称	いちごタクシー
開始時期	平成23年11月
事業主体	真岡市
運行主体 (補助対象事業者)	芳南交通(株)、(有)二宮タクシー、 潮田タクシー(株)真岡営業所
通信システム	IT活用型(PC(専用ソフト)+通信)
利用者登録の有無	有
予約方法	要予約(2日前～30分前)
運行方式	many to few(病院・医院+市役所+真岡駅+商業施設等)
運行エリア区分	市内全域(別紙 運行系統図)
運賃	300円(小学生200円) 未就学児無料
運行日	平日(年末年始を除く)
1日の便数	9便(定時)
営業時間	8:00～17:00
車種・車両数	セダン6台

■ コミュニティバスの概要

項目	内容
名称	いちごバス(旧コットベリー号)
開始時期	平成24年10月(平成31年3月4日よりいちごバス運行開始)
事業主体	真岡市
運行主体 (補助対象事業者)	大越観光バス(株)
運行主体との契約	運行委託
運行ルート	真岡駅や病院、大型商業施設など、いちごタクシーの拠点を經由し、市街地の利便性向上を図るルート(別紙 運行系統図)
運賃	1乗車100円 未就学児無料
運行日	毎日運行(年末年始を除く)
1日の便数	18便(右回り12便、左回り6便)
営業時間	7:20～17:20
車種・車両数	小型バス4台(定員26人)※うち1台予備車両

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

■ デマンドタクシーの概要

項目	内容
名称	いちごタクシー
開始時期	平成23年11月
事業主体	真岡市
運行主体 (補助対象事業者)	芳南交通(株)、(有)二宮タクシー、 潮田タクシー(株)真岡営業所
通信システム	IT活用型(PC(専用ソフト)+通信)
利用者登録の有無	有
予約方法	要予約(2日前～30分前)
運行方式	many to few(病院・医院+市役所+真岡駅+商業施設等)
運行エリア区分	市内全域(別紙 運行系統図)
運賃	300円(小学生200円) 未就学児無料
運行日	平日(年末年始を除く)
1日の便数	9便(定時)
営業時間	8:00～17:00
車種・車両数	セダン6台

■ コミュニティバスの概要

項目	内容
名称	いちごバス(旧コットベリー号)
開始時期	平成24年10月(平成31年3月4日よりいちごバス運行開始)
事業主体	真岡市
運行主体 (補助対象事業者)	大越観光バス(株)
運行主体との契約	運行委託
運行ルート	真岡駅や病院、大型商業施設など、いちごタクシーの拠点を經由し、市街地の利便性向上を図るルート(別紙 運行系統図)
運賃	1乗車100円 未就学児無料
運行日	毎日運行(年末年始を除く)
1日の便数	18便(右回り12便、左回り6便)
営業時間	7:05～17:50
車種・車両数	小型バス4台(定員26人)※うち1台予備車両

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>■ 費用負担者：真岡市</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドタクシー（いちごタクシー）の運行に係る費用総額 45,624 千円及び、地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス（いちごバス）の運行に係る費用総額 36,075 千円のうち、真岡市の負担額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<p>■ 一日あたりの利用者数、収支率</p> <p>運行事業者からの報告を受け、真岡市地域公共交通活性化協議会において数値目標による評価を実施する。</p> <p>■ 公共交通が利用しやすいと感じている市民の割合</p> <p>真岡市が実施する市民意向調査によって把握し、真岡市地域公共交通活性化協議会において数値目標による評価を実施する。</p>
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>■ 費用負担者：真岡市</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドタクシー（いちごタクシー）の運行に係る費用総額 45,624 千円及び、地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス（いちごバス）の運行に係る費用総額 36,075 千円のうち、真岡市の負担額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<p>■ 一日あたりの利用者数</p> <p>運行事業者からの報告を受け、真岡市地域公共交通活性化協議会において数値目標による評価を実施する。</p> <p>■ 公共交通機関などの交通網に満足している市民の割合</p> <p>真岡市が実施する公共交通に関する調査によって把握し、真岡市地域公共交通活性化協議会において数値目標による評価を実施する。</p> <p>■ いちごタクシー・いちごバスの運行を知らない人の割合</p> <p>真岡市が実施する市民意向調査によって把握し、真岡市地域公共交通活性化協議会において数値目標による評価を実施する。</p>
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市は人口 76,498 人 (R7.4.1 現在)、総面積 167.34km² で宇都宮都市計画区域に属し、平坦な地形で、農業、工業、商業の調和のとれたまちです。 ■ 公共交通については、民間のバス路線が 1 事業者による 5 路線があり、それぞれ市街地から宇都宮・石橋方面行きとなっております。また、鉄道が真岡鐵道の 1 路線、市内に 6 つの駅があります。 ■ 交通弱者の交通手段を確保し、交通不便地域の解消を図るため、平成 23 年 11 月から市内全域を対象としたデマンドタクシー（愛称：いちごタクシー）の運行を、平成 24 年 10 月から市街地を循環するコミュニティバス（愛称：コットベリー号）の運行を開始しました。 ■ 平成 30 年度にコミュニティバスの運行内容の見直しを実施し、平成 31 年 3 月より運行ルート及びダイヤの変更、車両の大型化を行い、愛称をいちごバスに変更しました。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市は人口 76,498 人 (R7.4.1 現在)、総面積 167.34km² で宇都宮都市計画区域に属し、平坦な地形で、農業、工業、商業の調和のとれたまちです。 ■ 公共交通については、民間のバス路線が 1 事業者による 5 路線があり、それぞれ市街地から宇都宮・石橋方面行きとなっております。また、鉄道が真岡鐵道の 1 路線、市内に 6 つの駅があります。 ■ 交通弱者の交通手段を確保し、交通不便地域の解消を図るため、平成 23 年 11 月から市内全域を対象としたデマンドタクシー（愛称：いちごタクシー）の運行を、平成 24 年 10 月から市街地を循環するコミュニティバス（愛称：コットベリー号）の運行を開始しました。 ■ 平成 30 年度にコミュニティバスの運行内容の見直しを実施し、平成 31 年 3 月より運行ルート及びダイヤの変更、車両の大型化を行い、愛称をいちごバスに変更しました。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
別紙のとおり
19. 利用者等の意見の反映状況
別紙のとおり

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
別紙のとおり
19. 利用者等の意見の反映状況
別紙のとおり

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

(事業年度:令和7年10月1日から令和8年9月30日)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
栃木県 真岡市	大越観光バス(株)	(1) 真岡(左回り)	真岡駅 東口	真岡市 役所	真岡駅 東口	24.3km 循環	359日	2,154回			路線定期運行	①	交通結節点である真岡駅東口に停留所を設置し、関東自動車が行く真岡～橋場～宇都宮線、真岡～石法寺～宇都宮線との接続を確保	③
	大越観光バス(株)	(2) 真岡(右回り)	真岡駅 東口	真岡市 役所	真岡駅 東口	24.3km 循環	359日	4,308回			路線定期運行	①	同上	③
	芳南交通(株)	(3) 市内全域		市内 全域		往 km 復 km	240日	17,280回			区域運行	①	交通結節点である真岡駅東口に停留所を設置し、関東自動車が行く真岡～橋場～宇都宮線、真岡～石法寺～宇都宮線との接続を確保	③
	(有)二宮タクシー	(4) 市内全域		市内 全域		往 km 復 km	240日	4,320回			区域運行	①	同上	③
	潮田タクシー(株) 真岡営業所	(5) 市内全域		市内 全域		往 km 復 km	240日	4,320回			区域運行	①	同上	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

(事業年度:令和7年10月1日から令和8年9月30日)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
栃木県 真岡市	大越観光バス(株)	(1) 真岡(左回り)	真岡駅 東口	真岡市 役所	真岡駅 東口	24.8km 循環	359日	2,154回			路線定期運行	①	交通結節点である真岡駅東口に停留所を設置し、関東自動車が行く真岡～橋場～宇都宮線、真岡～石法寺～宇都宮線との接続を確保	③
	大越観光バス(株)	(2) 真岡(右回り)	真岡駅 東口	真岡市 役所	真岡駅 東口	24.8km 循環	359日	4,308回			路線定期運行	①	同上	③
	芳南交通(株)	(3) 市内全域		市内 全域		往 km 復 km	240日	17,280回			区域運行	①	交通結節点である真岡駅東口に停留所を設置し、関東自動車が行く真岡～橋場～宇都宮線、真岡～石法寺～宇都宮線との接続を確保	③
	(有)二宮タクシー	(4) 市内全域		市内 全域		往 km 復 km	240日	4,320回			区域運行	①	同上	③
	潮田タクシー(株) 真岡営業所	(5) 市内全域		市内 全域		往 km 復 km	240日	4,320回			区域運行	①	同上	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

協議第 5 号

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

1 概要

デマンドタクシー「いちごタクシー」及びコミュニティバス「いちごバス」について、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）として国庫補助金を受け運行しており、事業年度が終了したためその実績を評価するもの。

本評価結果については、真岡市地域公共交通活性化協議会での協議を経て国土交通省関東運輸局へ提出する。

（補足：フィーダーとは支線を意味しており、地域内フィーダー系統は民間路線バスなどの地域間を結ぶ幹線系統と結節する地域内の系統のことをいいます。）

- 2 事業期間 令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで
- 3 事業評価 別紙のとおり

令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画に基づく事業)

令和 8年 1月23日

協議会名: 真岡市地域公共交通活性化協議会
 評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
芳南交通(株) 潮田タクシー(株) (有)二宮タクシー	デマンドタクシー「いちごタクシー」 運行地域:真岡市全域 運行日:月曜日～金曜日 運行時間帯:9:00～17:00 運賃:300円(小学生200円)	・利用者や交通事業者等と協働した事業である公共交通サポーター制度を引き続き実施し、安定した運行と公共交通への意識醸成を図る。 ⇒真岡市工業団地管理協会の総会で周知活動を実施した。個人・法人合計で16口の協賛を得た。 ・地域座談会や学校での乗り方教室、小学生向け夏休み無料乗車キャンペーンを引き続き実施し、利用促進を図る。 ⇒もおかべり一号が運行している六軒地区にて公共交通説明会を実施し、意見交換を行った。 また、小学校でのバスの乗り方教室や夏休み無料乗車キャンペーンを実施し、利用促進を図った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	B 事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった。 【目標】 ①一日あたりの乗車人数 70.0人/日 ②収支率 9.4% 【実績】 ①72.5人/日 ②5.3% ・免許返納無料乗車券や、障がい者割引実施後の障がい者乗車数の増加などが要因となり、収支率は記載の結果となった。	・継続的な広報活動(広報誌・ラジオ・TV等)を行い、市民への周知を図る。 ・地域や団体向けの説明会や、バスの乗り方教室、小学生向けのバスの乗り方教室を実施し、利用促進を図る。
大越観光バス(株)	コミュニティバス「いちごバス」 系統:真岡(市内循環線:24.3km) 運行回数:18回/日 運賃:100円	・SNSやテレビ、ラジオ等を活用し、市民へ広く周知し、公共交通利用のきっかけづくりを実施する。 ⇒いちごタクシーや小学生対象の夏休み無料乗車キャンペーンについて、テレビやラジオで広く周知を行った。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	A 事業が計画に位置付けられた目標を達成した。 【目標】 ①一日あたりの乗車人数 125.0人/日 ②収支率 11.4% 【実績】 ①172.4人/日 ②11.8% ・テレビやラジオ等での周知や、地域での説明会、また市民に少しずつ定着してきたことにより、利用者も増加している。	・AI配車システムによる配車の効率化や、バスルートの再検討などを行い、利便性の向上を図る。

④の評価基準

- A: 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
- C: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

⑤の評価基準

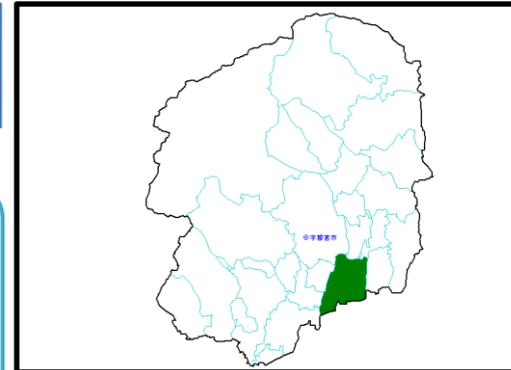
- A: 事業が計画に位置づけられた目標を達成した
- B: 事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった
- C: 事業が計画に位置づけられた目標を達成できなかった

事業実施と地域公共交通計画との関連について

令和8年1月23日

協議会名：	真岡市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p><真岡市地域公共交通計画の基本的な方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針1 新たな交通ネットワークの構築 ・基本方針2 持続可能な交通サービスの提供 ・基本方針3 公共交通の利便性向上と地域活性化 <p><上記を踏まえたフィーダー系統維持の目的・必要性></p> <p>急速に進展する少子高齢化や、運転免許証を自主返納する高齢者の増加による、交通弱者の移動手段の確保への対策が必要となっています。そのため、従来の公共交通サービス(いちごタクシー及びいちごバス)を維持することにより、持続可能な地域公共交通を実現することを目的とします。</p> <p>いちごタクシーは、市内全域から主に病院・医院、商業施設、公共施設などの日常生活に欠かせない施設への移動手段となっています。真岡駅東口では、真岡鐵道や民間路線バス、いちごバスと連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っています。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。</p> <p>いちごバスは、いちごタクシーの拠点間を連絡する路線であり、地域の移動手段としての役割を担っています。また、真岡駅東口では、真岡鐵道や民間路線バスへの接続により広域への移動も可能とするなど、いちごタクシーを補完する欠かせない路線です。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。</p>

令和7年度 真岡市地域公共交通活性化協議会（栃木県真岡市） （地域内フィーダー系統確保維持事業）



地域の公共交通等の現況・課題

平成23年11月から、市内全域を運行区域とするデマンドタクシー（愛称：いちごタクシー）、平成24年10月から市街地を循環するコミュニティバス（愛称：コットベリー号）の運行を開始、平成31年3月には、芳賀赤十字病院の移転に伴い、コットベリー号の運行内容を見直しと車両の大型化を行い、愛称をいちごバスに変更し運行を開始した。令和5年4月からは、中心市街地と周辺地区を結ぶコミュニティバス（愛称：もおかベリー号）の実証運行を開始した。その他、市内の交通機関は、鉄道が1路線（市内6駅）、民間路線バスが1事業者5系統が運行しており、タクシーの事業所が3カ所ある。

交通計画の基本的な方針／定性的な目標

既存の公共交通（いちごタクシー及びいちごバス）を維持するとともに、中心市街地と周辺地域をつなぐ移動手段の確保や、周辺自治体と連携した広域的な公共交通ネットワークの構築を目指す。

- 目標①：市民生活を支える公共交通ネットワークの構築、目標②：将来にわたり持続可能な公共交通の確保、
- 目標③：市域を越えた広域的な移動手段の検討、目標④：まちづくりや観光と連携した地域活性化、
- 目標⑤：乗継ぎ環境の整備と利用促進策の実施、目標⑥：市民・事業者・行政等が連携した移動手段の確保

目標を達成するために行う事業の今年度実施状況

- ・いちごタクシーの運行により、中心市街地と周辺地区を結ぶ交通手段として、高齢者の移動手段の確保を図った。
- ・いちごバスの運行により、医療、商業等の機能が集中する中心市街地の周遊性を高め、利便性の向上を図った。
- ・免許返納者へのいちごタクシー・いちごバスの共通無料券を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業により、高齢者の免許返納を促すとともに、免許返納後の交通手段の確保を図った。
- ・個人・法人からの協賛を募集する公共交通サポーター制度により、安定的な運行と公共交通の意識醸成を図った。
- ・小学校への乗り物乗り方教室や、地域座談会などを通して公共交通の利用方法などを説明し、理解促進と利用促進を図った。

アピールポイント

市内全域を運行するいちごタクシーにより、交通不便地域を解消するだけでなく、中心市街地を循環するいちごバスと連携することで、地域活性化を図ることができる。

【いちごタクシー】「行き」と「帰り」の便を30分ごとに設定しているので、利用者は通院や買い物のスケジュールを組みやすい。2営業日前から利用する便の30分前まで、予約することが可能。また、予約アプリの導入によりアプリ利用者は24時間予約することが可能。

【いちごバス】市の名産であるいちごと伝統の真岡木綿をデザインした、利用者にとって親しみやすく、一目でわかりやすい車両となっている。

【公共交通サポーター制度】利用者、交通事業者等と協働した取組により、安定的な運行と公共交通への意識醸成を図っている。

面積	167.34km ²
人口（R5.4.1時点）	78,081人
15歳未満	8,962人
65歳以上	22,399人
高齢化率	28.7%

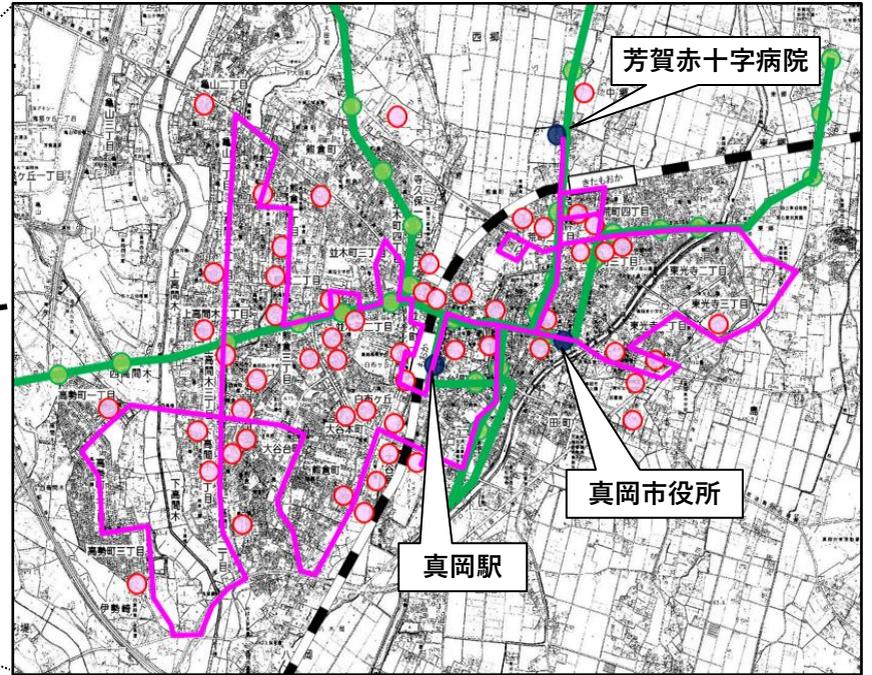
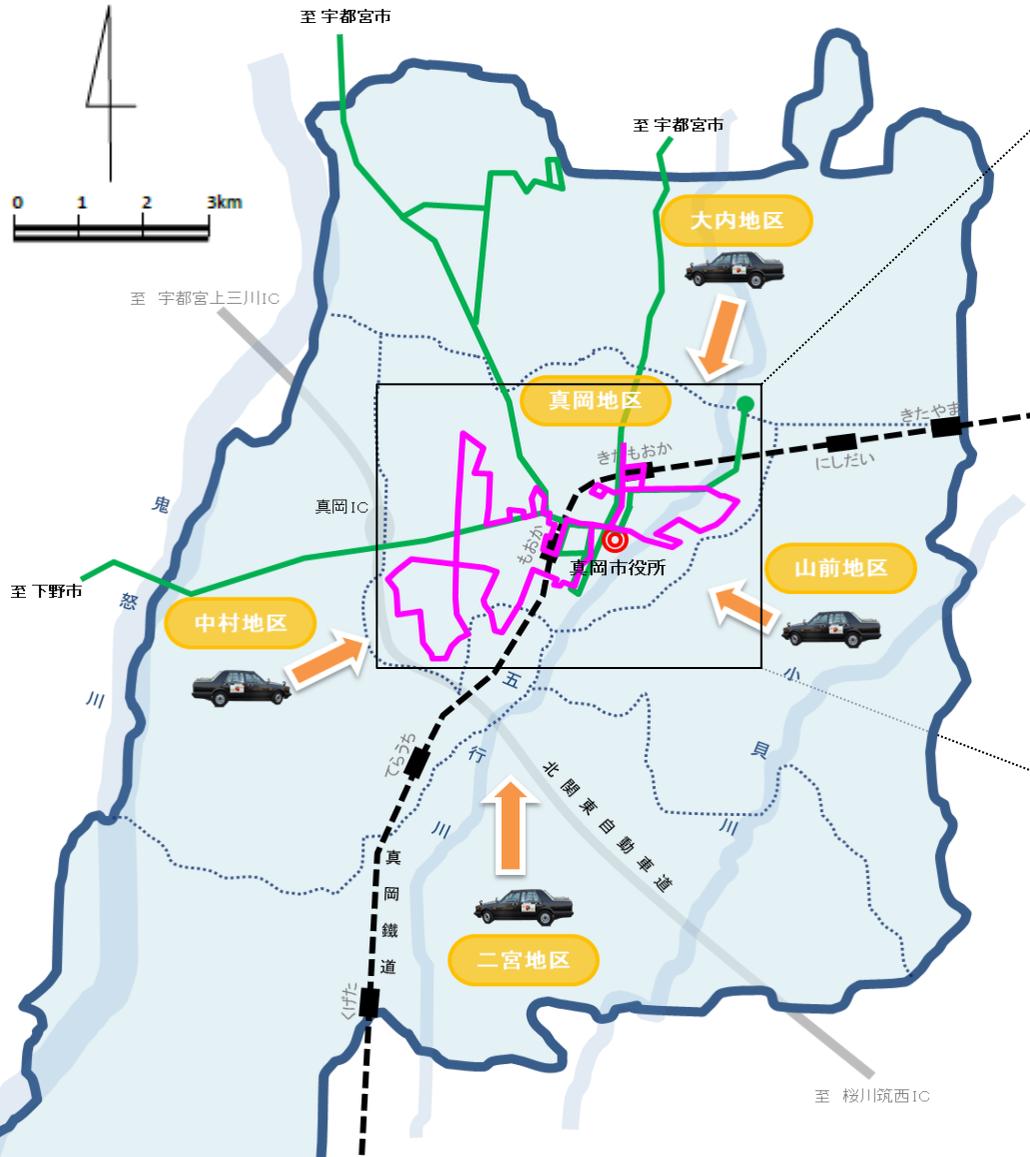
交通計画の計画期間

令和3年4月 ～ 令和8年3月

協議会開催状況

- （令和7事業年度に係るもの）
- ・令和6年第1回（令和6年6月20日）
地域公共交通確保維持事業に係る計画の策定について
 - ・令和7年第3回（令和7年1月23日）
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

真岡市の公共交通体系図



凡 例			
	いちごタクシー停留所		いちごタクシー運行区域
	バス停留所 (関東自動車)		バス路線(関東自動車)
	いちごバス路線 (市内循環線)		

補助対象事業の運行系統図

簡単
便利
1乗車
100
円

市街地
循環
毎日
運行

真岡市コミュニティバス

定員
26名

いちごバス

路線マップ Ichigo Bus Route Map



市内を回って
いるから気軽に
乗れるね!



いちごバスの乗り方



- ① 停留所で待ちます。
※ピンクの標識が目印!
- ② バスが来たら、「整理券」を取り、座席に座ります。
※未就学児や各種乗券ご利用の方も整理券が必要です。
- ③ 目的地の停留所が近づいたら「降車ボタン」を押します。
- ④ 目的地の停留所に着いたら、運賃箱に「料金100円」と「整理券」を入れて降ります。



右回り 停留所 ①→②→③ (昇順)

左回り 停留所 ①→④→③ (降順)

●運賃 1乗車100円(未就学児無料、免許返納共通無料乗車券提示で無料)

- 回数券 1,000円(100円券×11枚綴り)
- 定期券 1か月券 大人3,500円 高校生以下1,800円
- 3か月券 大人9,000円 高校生以下5,000円

●運行日 毎日運行しています。土日・祝日も運行(12/29~1/3は運休)

●バリアフリー 車イスの方も利用できます。車イスで乗車を希望される方は、事前に大越観光バス株式にご連絡願います。

●お問い合わせ 【運行状況や車イス乗車について】
大越観光バス(株)
TEL:0285-84-6578

【その他】
真岡市役所総合政策課 詳しくは「いちごバス」で検索
TEL:0285-83-8469

回数券(イメージ図)



補助対象事業の運行実績

いちごタクシー乗車人数

年	月	乗車人数	現金 (300円)	子ども (200円)	未就学児 (無料)	現金以外			営業日数	利用者数 (人/日)
						回数券	無料バス	障がい者		
6	10	1,512	365	18	25	369	739	190	22	68.7
	11	1,665	308	3	5	353	661	200	20	83.3
	12	1,462	316	4	6	363	637	191	20	73.1
7	1	1,253	276	1	8	281	576	172	19	65.9
	2	1,316	278	0	2	289	591	161	18	73.1
	3	1,448	327	4	10	343	664	135	20	72.4
	4	1,525	293	0	2	356	709	169	20	76.3
	5	1,400	278	3	0	314	697	167	20	70.0
	6	1,541	303	4	0	365	693	190	21	73.4
	7	1,591	279	7	0	374	699	221	22	72.3
	8	1,452	341	7	19	303	596	202	21	69.1
	9	1,463	269	4	16	338	669	190	20	73.2
計		17,628	3,633	55	93	4,048	7,931	2,188	243	72.5

いちごバス乗車人数

年	月	乗車人数	現金 (100円)	現金以外								運行日数	利用者数 (人/日)
				無料バス	未就学児	夏季無料	回数券	定期券	乗継券	障がい者	福祉券		
6	10	4,997	2,786	884	159	0	511	221	4	432	0	31	161.2
	11	4,769	2,605	842	177	0	557	205	7	376	0	30	159.0
	12	4,633	2,581	874	130	0	536	164	6	342	0	28	165.5
7	1	4,302	2,436	736	105	0	435	163	6	421	0	28	153.6
	2	4,695	2,649	855	153	0	413	181	8	436	0	28	167.7
	3	4,987	2,790	892	163	0	537	178	10	417	0	31	160.9
	4	5,176	2,587	961	185	0	403	169	11	559	301	30	172.5
	5	5,021	2,610	985	105	0	428	180	7	528	178	31	162.0
	6	5,391	2,774	1,059	124	0	530	190	6	536	172	30	179.7
	7	5,951	3,104	1,030	164	166	504	215	10	636	122	31	192.0
	8	6,386	3,310	1,015	231	352	528	147	5	673	125	31	206.0
	9	5,590	2,905	1,106	183	0	628	176	12	491	89	30	186.3
計		61,898	33,137	11,239	1,879	518	6,010	2,189	92	5,847	987	359	172.4



真岡鉄道
もかがベリー号
真岡バス
いちごバス

公共交通に乗ろう!
しょうがくせい
小学生
わくわく
むりょう じょうしゃ
無料乗車
キャンペーン
7.19(土)~8.31(日)

みんなが夏休みの思い出を作りにつかよう!

保護者の方へ
7月19日(土)から8月31日(日)の期間、小学生はいちごバス・もかがベリー号・真岡鉄道に無料で乗車することができます。裏面に詳しい利用の仕方を掲載しているので、参考にしてください。公共交通を使って、家族でお出かけしましょう。

- いちごバスともかがベリー号は、乗るときに運転手さんに「小学生」であることを伝えてください。
- 真岡鉄道は、下の利用券を切り取り、降りるときに運転士さん又は駅員さんに渡してください。「久下田駅」と「北山駅」の区間内のみ、利用券を使って無料乗車できます。区間外の駅で乗り降りすると別途運賃がかかるので注意してください。

真岡鉄道利用券 (小学生限定)
有効 2025年7月19日から
期間 2025年8月31日まで
久下田 ⇄ 北山



公共交通 サポーター制度とは?

地域公共交通の安定的な運行や、市民の公共交通への意識を醸成するためにサポーターを募集いたします。

制度概要	協賛金	個人会員 1口 5,000円(中学生以下3,000円)
		法人会員 1口 10,000円

受付場所 真岡市役所 総合政策課
申請書 裏面の申込書に必要事項を記入し、郵送、持参、FAX等でお送りいただくか以下のURLから申し込んでください。
<https://logoform.jp/form/JZJV/12284>
協賛金納入 申込書の受付後、真岡市より納入通知書を送付します。

QRコード

特典の交付

個人会員

- ①いちごタクシー回数券1組またはいちごバス回数券3組進呈
回数券は1組あたり11回分乗車できます。
回数券に利用期限はありません。
- ②いちごバスの運賃無料券(土日祝日限定)発行
1口につき3か月間使用できる
運賃無料券(土日祝日限定)を発行します。

法人会員

- ①市HP、いちごタクシー及びいちごバス車内に協賛法人として掲載
市ホームページ、いちごタクシー及びいちごバスの車内に法人名等を掲載します。
- ②いちごバス車内に広告の掲載
広告期間 1口につき3か月間
(1度に申込みできる広告期間は最長で12か月間までとします。)
広告原稿 申込後、真岡市が指定する期日までに広告原稿を作成し、提出してください。
(印刷と掲出の作業は真岡市が行います。)
広告規格 B3サイズ(縦364mm×横151mm)
その他 広告枠数が限られているため、申込み時点で広告の掲載をお受けできない場合があります。また、広告内容に不備がある場合には広告掲載ができないか、修正をお願いする場合があります。